



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

シンガポールの政策 ジェンダー政策編

2020年7月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

1. ジェンダー政策の概要
2. ジェンダー政策の歴史
3. 基本法制度
4. ジェンダー政策に係る行政組織
5. シンガポール女性の社会進出の要因
6. 今後の課題と展望

1. ジェンダー政策の概要

シンガポールのグローバル・ジェンダー・ギャップ指数

各国における男女格差を測る指数。この指数は「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成される。順位が高いほど「男女格差が少ない」とされる。

2020年

【グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 順位】 ※世界経済フォーラムが毎年発表

順位	国名
1	アイスランド
2	ノルウェー
3	フィンランド
⋮	
54	シンガポール
⋮	
121	日本

2020年、153カ国中シンガポールは54位
(日本は121位)

項目別では、シンガポールは「経済」が世界平均を上回ったが、「教育」と「健康」は平均、「政治」は平均を下回った。評価が高かった分野は経済参加・機会が世界20位。賃金平等度と推定収入はそれぞれ7位、9位だった。

2. ジェンダー政策の歴史

女性の社会進出に関する政策の歴史

西 暦	歴 史	
1961	女性憲章の制定	
1965	シンガポール憲法制定（シンガポール独立）	
1966	2人っ子政策の実施	人口抑制
1968	雇用法の制定 (Employment Act)	働く女性の環境支援
1978	外国人メイド政策開始	女性の育児と仕事の両立
1988	託児所法制定	
1995	国連の女性差別撤廃条約を批准	
2000	フレックス勤務制の導入 (公的機関)	
2001	児童育成共同貯蓄法の制定	
2004	Wow! 基金の導入 (2013年にWork-Life Grant (ワークライフ助成金) に変更)	
2008	産休の期間を16週間に延長	
2014	多様性行動委員会 (DAC) の設立	
2017	男性の育児休暇を2週間に延長	

※ Wow!基金: ワークライフバランスを図ることができる職場環境構築のための企業に対する補助金

3. 基本法制



ジェンダーに関する基本法制

(1) 女性憲章 Women's Charter (1961年)

- ・ 婚姻における女性の権利を定め、男女対等な婚姻関係を築くために規定
- ・ 多妻婚を禁止しているため、イスラム教徒は適用外

(2) シンガポール共和国憲法 Constitution of the Republic of Singapore (1965年)

- ・ 第12条において、法の下での平等を規定
- ・ 宗教、人種、出自等の差別を禁止しているが、性差別の規定はない

(3) 雇用法 Employment Act (1968年)

- ・ 賃金や労働時間、出産・育児休暇等、雇用の基本的契約条件を規定

※2019年4月1日から改正雇用法が適用

(改正のポイント) ①適用される従業員の範囲が拡大(月額4,500S\$以上の管理職も対象に)

②管理職・上級職への権利保護の強化(年次休暇、祝日の有給扱いなど)

③労働紛争の申し立ての簡素化(申し立て機関の一本化)

4. ジェンダー政策に係る行政組織

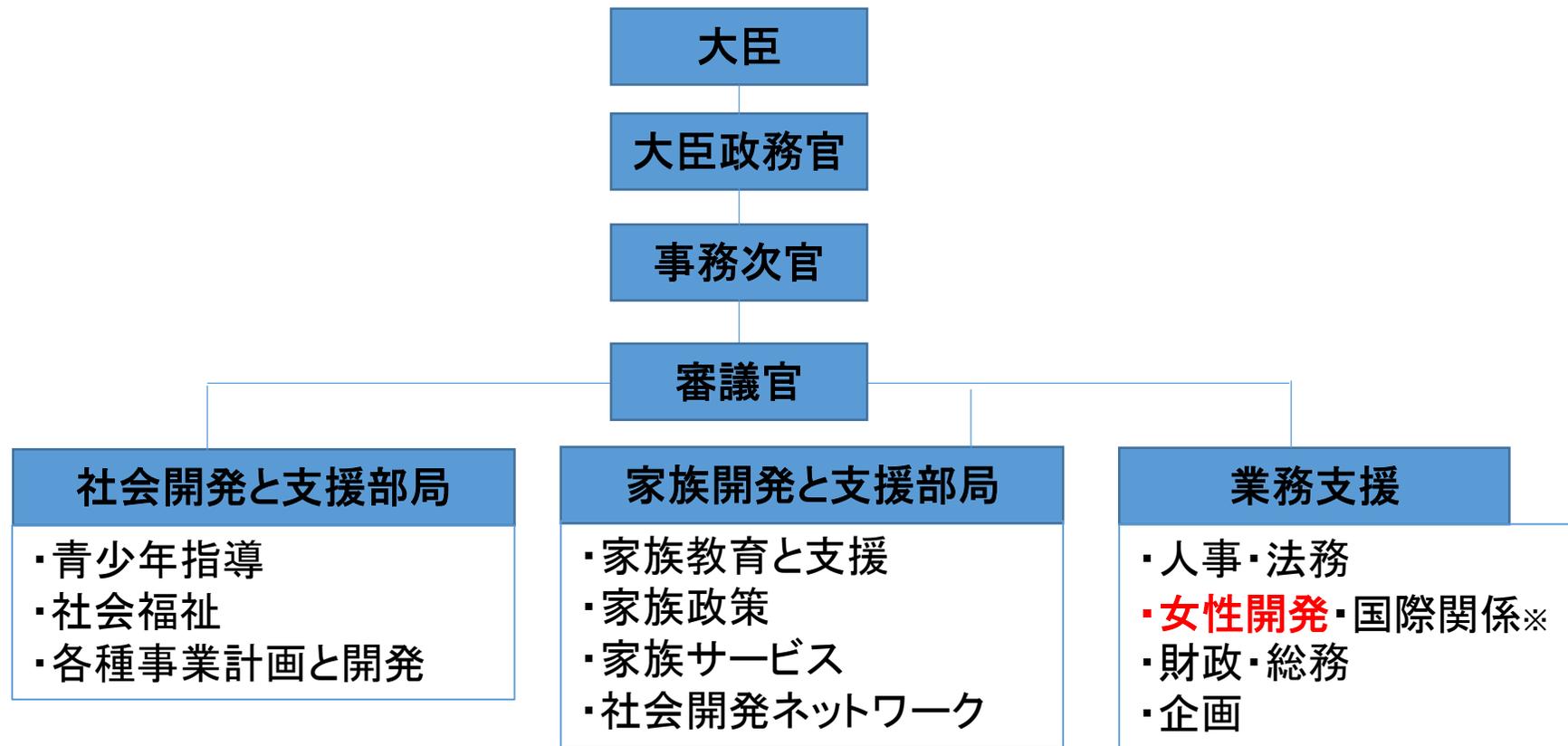


The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

社会・家庭開発省

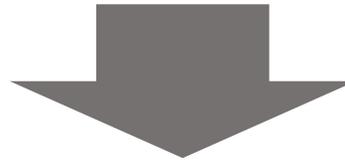
(Ministry of Social and Family Development)

【組織図】



※女性開発・国際関係課内に「女性開発室」がある。

シンガポールにおける女性の社会進出の要因



- ① 能力主義
- ② 外国人家事労働者の受入れ
- ③ 家族計画

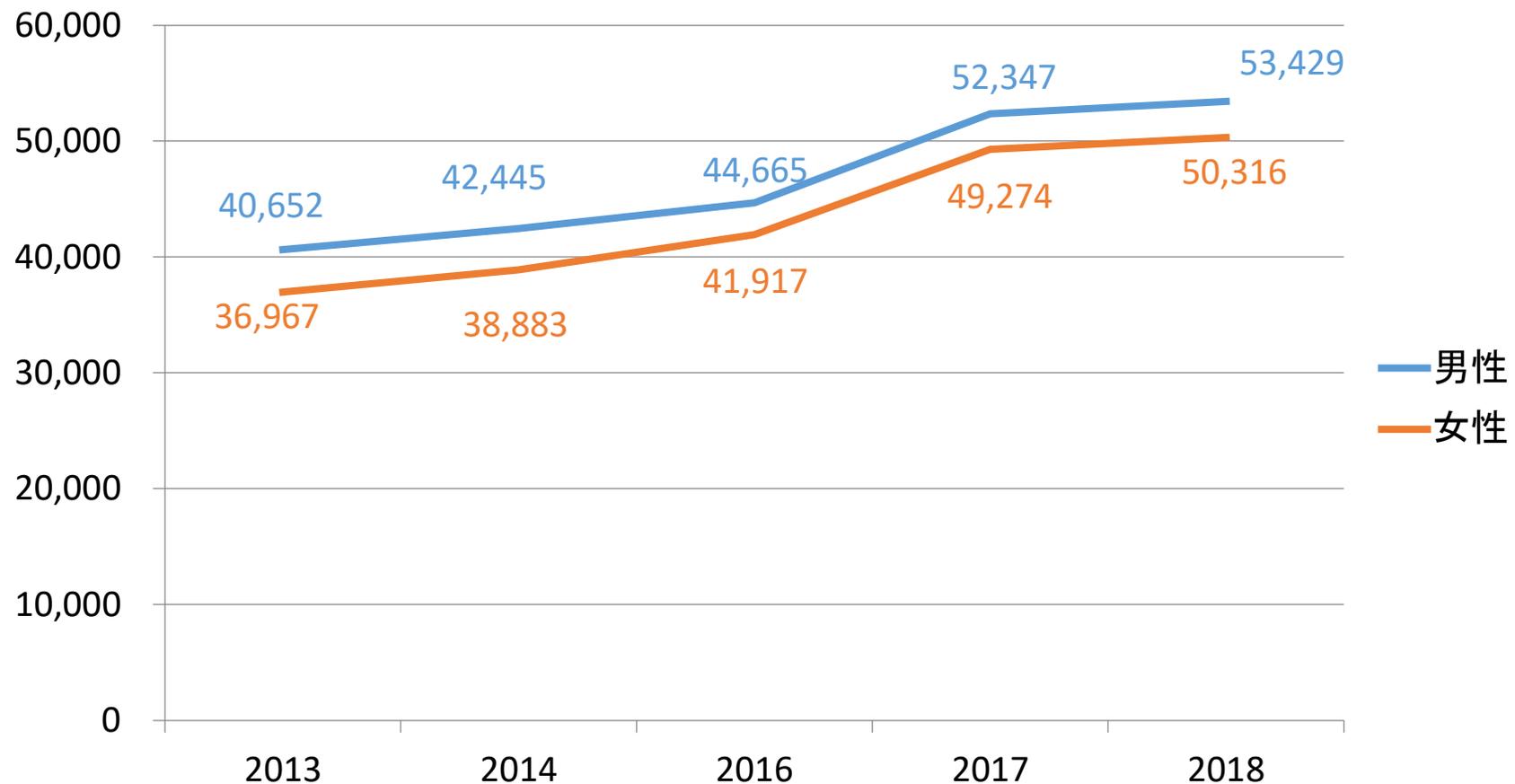
5. シンガポール女性の社会進出の要因



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(1) 能力主義

(人) 大学進学における女性の人数



【出典】「Yearbook of Statistics Singapore, 2019」
を基に作成

5. シンガポール女性の社会進出の要因



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(1) 能力主義

フルタイム就業者の男女の賃金格差の比較

国名	男女間 賃金格差 (男=100)	平均月額 (女性)	平均月額 (男性)
シンガポール	90.8%	S \$ 4,027 (≒322.2千円)	S \$ 4,437 (≒355.0千円)
日本	74.2%	251.0千円	338.0千円

※S \$ 1 = 80円で計算

5. シンガポール女性の社会進出の要因



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(1) 能力主義

【女性のリーダーシップ度(2017)】

	職 務	人 数	比 率	日 本
政治	国会議員	24人 (101人中)	23.8%	9.9%衆議院 22.9%参議院 (2019年12月現在)
行政	事務次官	5人 (21人中)	23.8%	5.2% (本省課室長相当職以上の国家公務員) (2019年7月現在)
司法	裁判官 (最高裁判所)	7人 (25人中)	28.0%	22.2% (2019年12月現在)
	裁判官 (下級裁判所)	39人 (84人中)	46.4%	
企業 (上場企業)	管理職	—	10.3%	(役員) 5.2% (2019年7月現在)

【出典】MINISTRY of SOCIAL AND FAMILY DEVELOPMENT, Diversity Action Committee, 内閣府男女共同参画局を基に作成

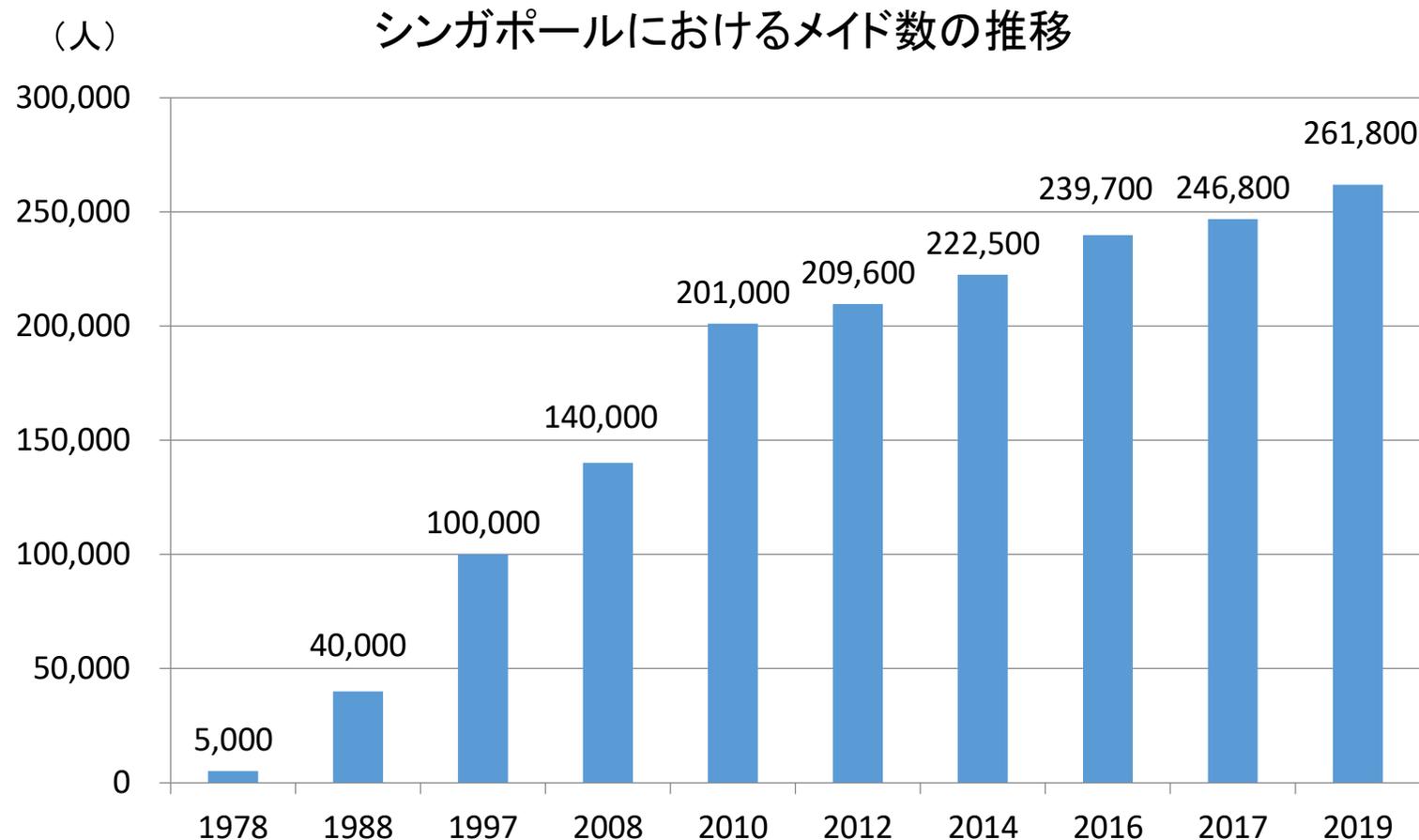
5. シンガポール女性の社会進出の要因



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(2) 外国人家事労働者の受入れ

→1978年 外国人メイド計画 (Foreign Maid Scheme)による家事労働者の増加



【出典】LKY School「Foreign Domestic Workers in Singapore: Social and Historical Perspectives」及びMINISTRY OF MANPOWER HPを基に作成

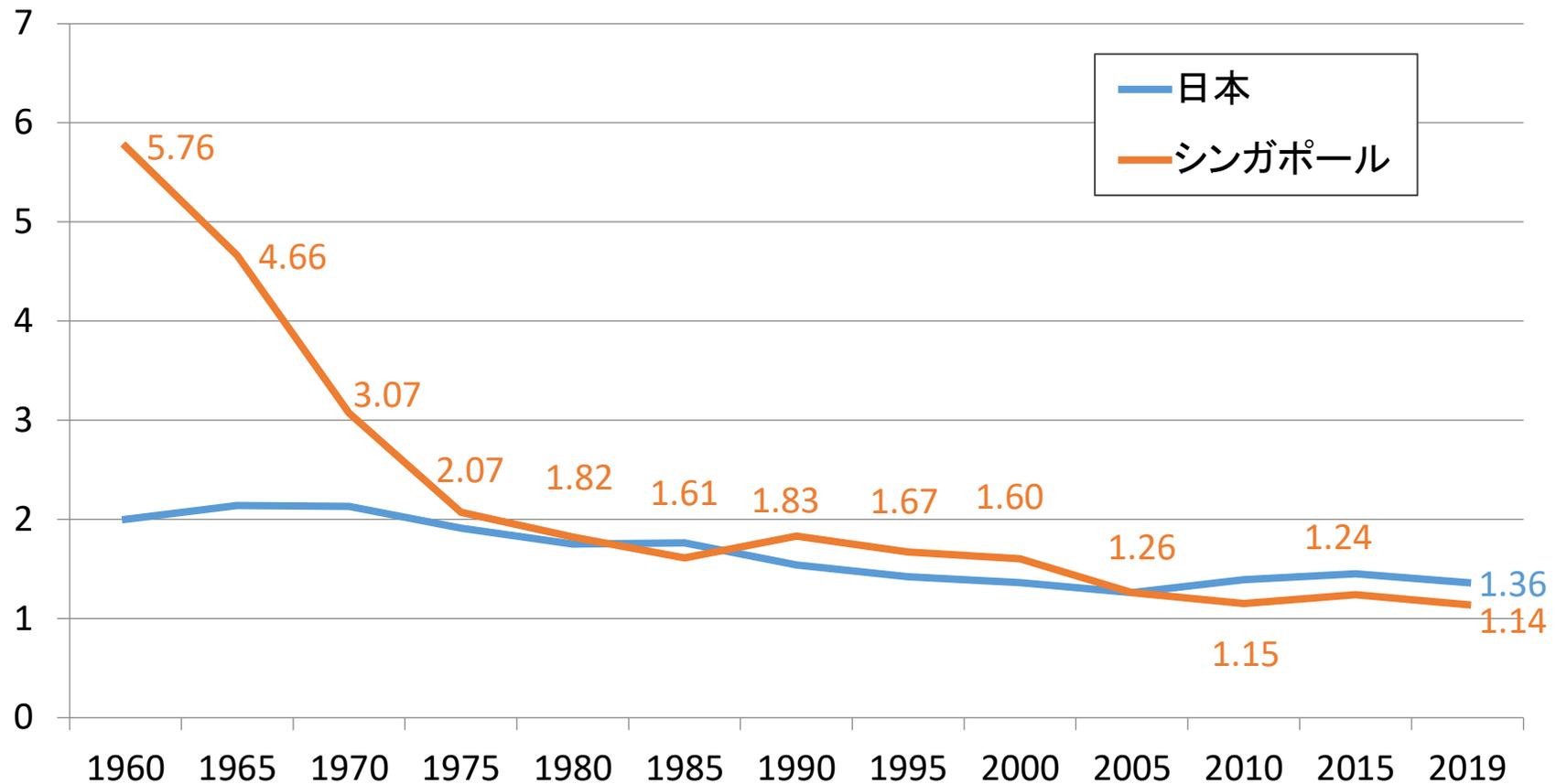
5. シンガポール女性の社会進出の要因



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore

(3) 家族計画

① 進む少子化



【出典】Singapore Department of Statistics, 厚生労働省人口動態統計を基に作成

(3) 家族計画

② 政府による政策

ア ワーク・ライフ・バランスのための政策

- ・ Work-Life Grant(ワーク・ライフ助成金)
→ワーク・ライフ・バランスを促進し、実施する人事責任者や管理職の研修費、柔軟な就労形態の開発を促進するインフラ構築(託児所の設置等)に発生した費用の資金調達が可能に
- ・ 女性の職場の多元的(フレックスタイム制等)な選択を強化する
政府・組合・雇用者の三方面からのワークグループの制定
- ・ 父親の育児参加計画(Dads for Life)
- ・ 父親の2週間の有給付添い産休
- ・ 女性の再雇用の支援

5. シンガポール女性の社会進出の要因



(3) 家族計画

② 政府による政策

① 育児支援のための政策

- ・「雇用法」および「児童育成共同貯蓄法」の適用により、12週間であった産前・産後休暇を16週間に延長

【条件】

- ・子どもがシンガポール人である。
- ・子どもの親が法的に結婚している。
- ・出産前に同じ企業で継続的に90日以上の勤務経験がある。
- ・自営業や専門家の場合、90日以上の稼ぎを得ており、出産によってそれを失った場合

・「大家族を推進する持ち家計画」

- 既婚の子どもが父母と同居あるいは父母の近隣の住宅を購入申請した場合、他の申請者の倍の当選確率を与えられる。

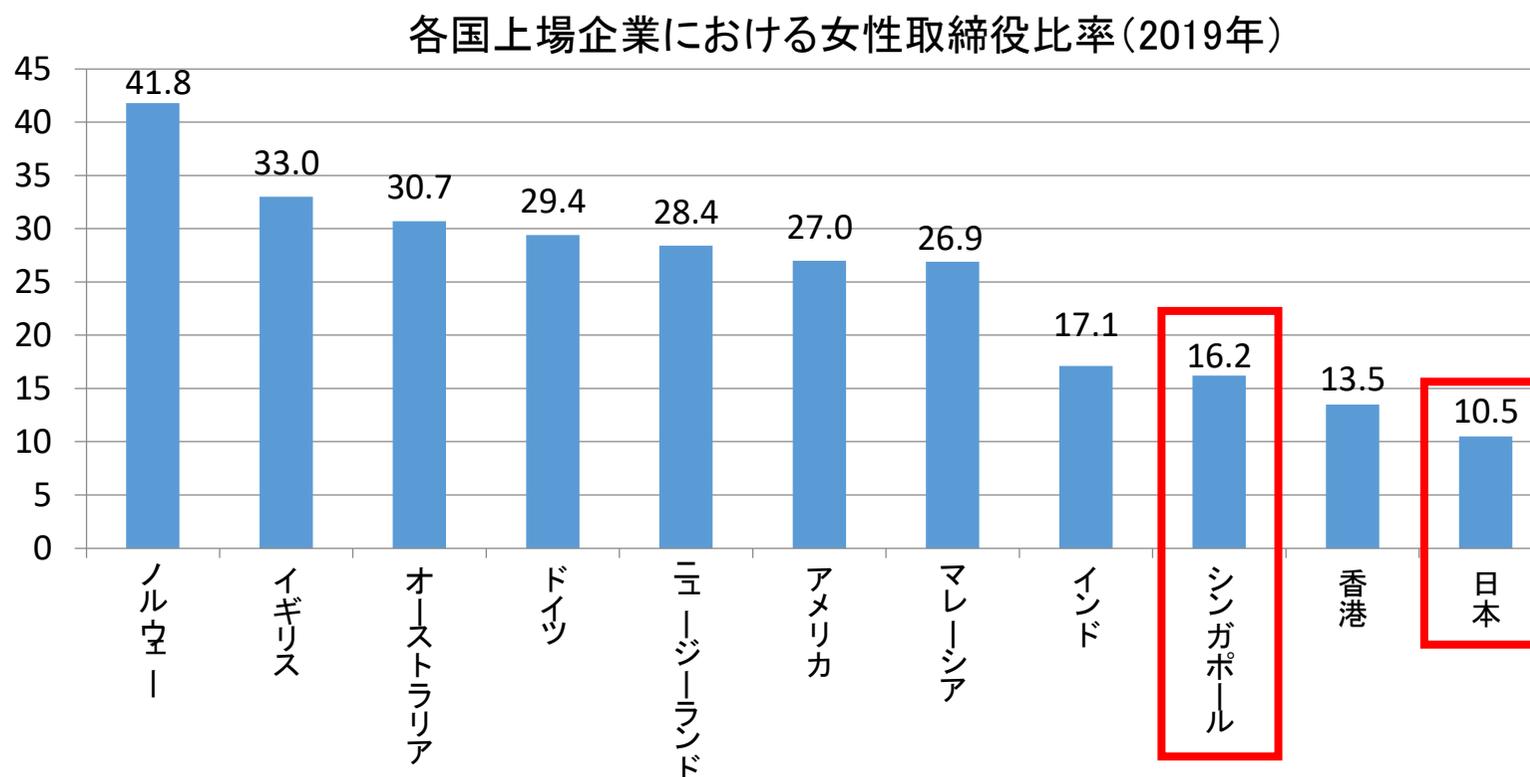
・「小型HDB計画」

- 高齢の国民が、子どもの近くにある小型のHDB(新築物件)に居住することができる制度

6. 今後の課題と展望

(1) 伝統的価値観からの、女性への仕事と家庭の二重負担

(2) シンガポールの上場企業における女性取締役比率の低さ



【出典】経営陣多様性協議会(COUNCIL FOR BOARD DIVERSITY) HPを基に作成

経営陣多様性協議会の目標:

女性取締役を2025年までに25%、2030年までに30%に！

6. 今後の課題と展望

(3) LGBT

① 裁判所による判断

- ㊦ 男性の同性愛行為を禁じた刑法377A節は違憲ではない(2020年3月30日)
 - ・ 刑法377A 最大2年の禁固刑。※女性間は犯罪とされていない
 - ・ 裁判長「国民感情や信仰を表しており、重要なもの」
 - ・ リー・シェンロン首相「シンガポール社会はこの問題に対し、あまりリベラルではない」と断言。(2017年3月放送の英BBCインタビュー)

② PINK DOT

- ㊦ 2009年から続くシンガポールのLGBTコミュニティを支援するプライドイベント
 - ・ 毎年5月～7月の間のいずれかの土曜日にホンリムパークで開催。
※2020年はオンラインライブストリームで開催。
 - ・ 2009年には約1000人の参加者だったが、2019年の参加者は2万人にも上る。
 - ・ 2017年より外国企業による支援を禁止、国民と永住権者のみ参加可能。
2019年、リー・シェンロン首相の弟であるリー・シェンヤンが家族で出席。
2020年はオンラインで開催され、誰でも参加可能であった。

～ ご清聴ありがとうございました ～

E N D



The Japan Council of Local Authorities for
International Relations, Singapore